

国道交第105号の2  
平成25年1月30日

公益社団法人  
全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省道路局長



### 大型車両の違法通行の防止について（協力要請）

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省におきましては、経済活性化や国際競争力の強化に資する車両の大型化に対応するため、道路構造を勘案し、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限を引き上げるなどの措置を実施してきました。

一方、車両を違法に通行させている者に対しては、取締基地における取締り・指導を実施し、また、車両重量自動計測装置を活用し、繰り返し違法に通行させたことを確認された者に対して、指導警告書を発出してきました。しかしながら、依然として多くの重量制限を超過した車両が通行しております。

また、我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路構造物の老朽化が急速に進行しており長寿命対策が求められているところです。

このことから、今般、取締り・指導の徹底を図り、道路の構造を保全する観点から、繰り返し警告を受けた者に対して、国道事務所等において対面では是正指導書を手交し是正を求め、それでもなお是正されない場合には、是正指導を受けた会社名及び是正指導内容等を公表する旨を規定し、別添のとおり国の道路管理者あて通達したところです。

道路法違反の解消については、第一に車両を通行させる者の自覚による法令遵守が不可欠であります。貴団体におかれましても、下記事項の徹底について、傘下会員に対し道路の適正利用に関して格別のご配慮を頂き、特殊車両通行許可の取得徹底が図られるよう周知方をお願いする次第です。

なお、あわせて同封いたしますリーフレットを傘下会員に配布されたくよろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 貴団体の傘下会員に対し当省地方整備局等が開催する特殊車両通行許可制度の講習会等に参加するよう周知すること
2. 貴団体の傘下会員に対し特殊車両通行許可制度の周知のためのパンフレットなどを作成し、傘下会員に対し配布すること